

産業競争力強化法に基づく 創業支援の促進について

（「創業支援事業計画」）

平成27年8月

中小企業庁

総務省

「日本再興戦略」～Japan is BACK～（平成25年6月14日閣議決定）

6. 中小企業・小規模事業者の革新

② 中小企業・小規模事業者の新陳代謝の促進

我が国の起業・創業を大幅に増加させ、開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が
米国・英国レベル（10%台）になることを目指す。

※我が国の開業率は4.6%、廃業率は3.6%（厚生労働省「雇用保険事業年報（2012）」）

「日本再興戦略」改訂2015 ―未来への投資・生産性革命―（平成27年6月30日閣議決定）

6. 地域活性化・地域構造改革の実現/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

(3) 新たに講ずべき具体的施策

⑦ 地域の創業支援ネットワークの構築と女性・若者の創業支援

地域の経済構造改革のためには、自治体インフラの民間開放も含めた地域密着型の創業が重要であり、
こうした観点を含め、産業競争力強化法に基づき、創業支援における市区町村と中小企業団体、地域金
融機関等との連携をはじめ、中小企業・小規模事業者支援策の周知徹底など、国、中小企業団体と地方
自治体との連携を強化する。

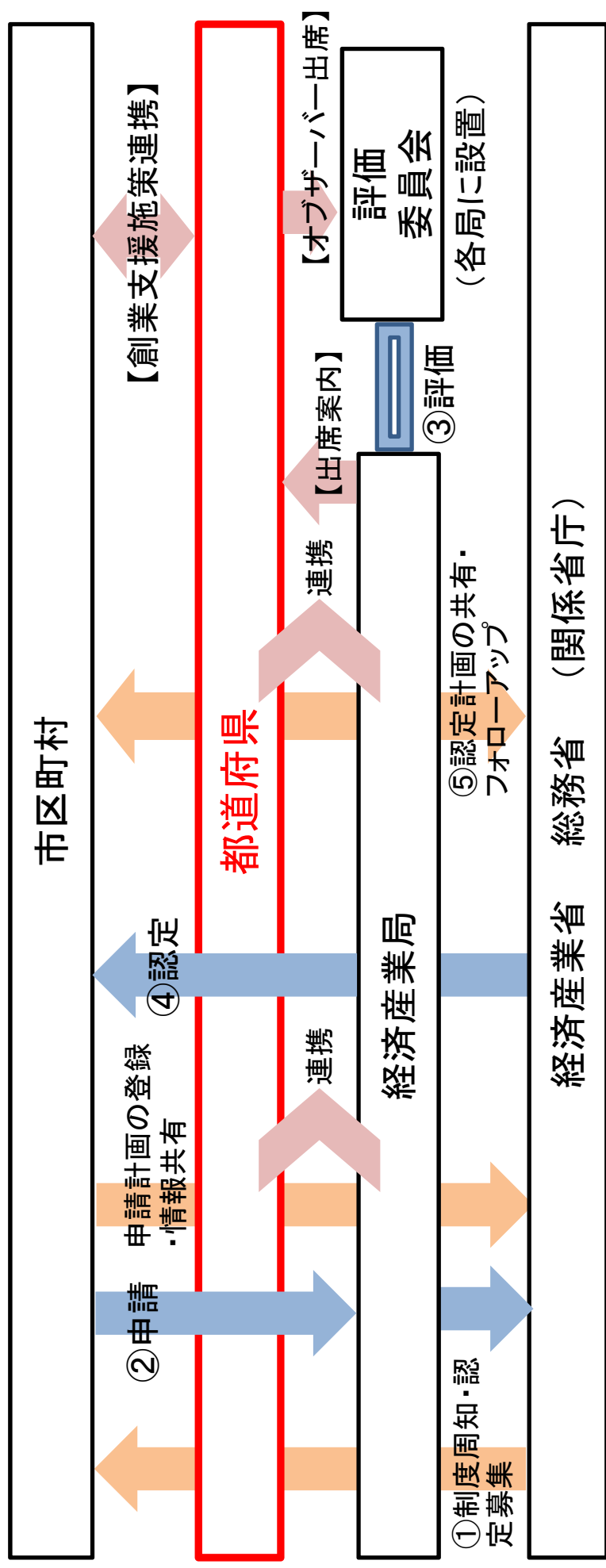
4 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

産業競争力強化法（平25 法98）

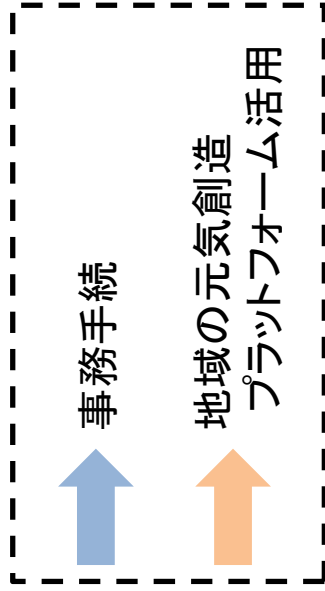
- (i) 創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に当該計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを、平成26年度中に地方公共団体に通知する。
- (ii) 創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として平成27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (iii) 創業等に要する経費に対する助成(地域需要創造型等起業・創業促進補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できるようにするなどの措置を講ずる。

創業支援事業計画の認定申請フロー図

(参考)



- ① 制度周知・認定募集を都道府県、市区町村に同時に通知。
- ② 市区町村が経産局に創業支援事業計画を申請。
※経産局(必要に応じ、都道府県も含む)へ事前相談し、市区町村が創業支援事業計画素案を作成。素案に対して経産局、関係省庁、都道府県が連携して助言を行う。
- ③ 各局に設置の評価委員会が評価、都道府県はオプザーバーとして出席し、関係の案件についてはコメントを付すなど関与。
- ④ 国が市区町村に対して創業支援事業計画の認定を行う。
- ⑤ 認定計画を都道府県、市区町村と共有。事業計画の実行に際して都道府県と支援施策活用等について連携してフォローアップする。



総行政 10 号
平成 27 年 2 月 6 日

各都道府県創業支援担当部長 殿

総務省地域力創造グループ地域政策課長
中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課長

産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定等に係る都道府県の支援について

平素より、中小企業・小規模事業者への支援施策の実施に、格別のご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）では、市区町村が創業支援事業計画を策定することとされており、市区町村が創業支援事業者と連携して、創業支援事業計画を策定し、国の認定を受けることにより、関係省庁の支援措置を受けることとなっております。

創業支援事業計画の策定状況等については、既に平成 26 年 11 月 12 日付けで、総務省の「一斉調査システム」を活用して調査を行い、各都道府県の責任者等についてご回答いただいているところですが、今後、都道府県との情報共有や一層の連携強化を図るため、改めて御連絡させていただきます。（本通知が、上記の調査と異なる部局に届いている場合には、担当部局あて転送をお願いします。）

記

1 目的

平成 25 年 6 月に策定された日本再興戦略においては、中小企業・小規模事業者の新陳代謝の促進を図るため、「我が国の起業・創業を大幅に増加させ、開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す。」と目標が掲げられています。また、総務省と中小企業庁が共同して、創業支援事業計画に基づき、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を全国で 1 万事業程度立ち上げる「ローカル 10,000 プロジェクト」（平成 26 年 5 月 19 日経済財政諮問会議提出資料）を推進しているところです。

創業支援事業計画の策定については、産業競争力強化法第 117 条第 2 項に基づき、都道府県が市区町村に対して援助を行うことが期待されているところであり、都道府県との情報共有の強化や一層の連携強化を図ることで、全国各地の市区町村における創業支援事業計画の策定及び実施を推進します。

2 今後の運用面での都道府県の支援について

(1) 都道府県との情報共有の強化

創業支援事業計画の認定申請や地域経済循環創造事業交付金の募集について、総務省の運用する全自治体の共同データベースである「地域の元気創造プラットフォーム」の「一斉調査システム」を通じて、全都道府県、全市区町村へ一斉に案内します。(募集に際しては、各地方経済産業局が自治体を対象とした説明会等を開催し、計画認定スキームの説明を行うことがあります。)

また、市区町村から国へ創業支援事業計画の認定申請や地域経済循環創造事業交付金の応募等があった場合に、「一斉調査システム」内に掲載し、都道府県が市区町村の計画等を閲覧できるようにするとともに、都道府県に対してメールで通知を行います。

(2) 都道府県による市区町村に対する支援について

各都道府県においては、市区町村の創業支援体制構築に関する助言や周辺市区町村との調整など、必要に応じて計画策定及び実施段階での支援を行っていただくようお願いします。特に、各都道府県の創業支援施策との連携や複数の市区町村による広域的な計画策定等に当たっては、各経済産業局との連携のもと助言を行うなど、積極的に支援いただくようお願いします。

また、単独では十分な創業支援体制を構築することが困難な市区町村については、都道府県の関係機関(産業振興センター等)が、「創業支援事業者」として創業支援事業計画に参画するなど、積極的に関与いただき、都道府県が実施する産業振興施策との連携強化を図っていただくようお願いします。なお、各経済産業局は、市区町村が作成する計画において、都道府県の産業振興施策との連携強化がより良い計画につながるなどの視点から、認定に向けての助言等を行います。

更に、地域経済循環創造事業交付金の応募にあたって、広域的観点から効果的に事業を実施するため、各都道府県が市区町村の応募事業に助言を行うなど、各市町村と積極的に情報共有を図っていただくようお願いします。

(3) 各地の評価委員会への都道府県のオブザーバー参加

創業支援事業計画の正式申請の後、認定の可否を判断するに当たり、各経済産業局が設置する「評価委員会」による審査が行われます。管内の市区町村による計画の申請のあった都道府県におかれましては、本委員会へオブザーバーとして参加するなど、積極的に情報共有を図っていただくようお願いします。(各経済産業局より、関係都道府県宛てに開催案内のご連絡をいたします。)